



「遺贈による寄付制度」に関する協定書締結について

当行と公益財団法人 大原美術館（倉敷市中央1丁目1番15号 館長 高階秀爾）は、遺贈により社会貢献を実現したい篤志家と芸術文化の発展に貢献する事業のさらなる充実を図りたい同館のニーズにお応えするために、「遺贈による寄付制度」に関する協定書を締結しましたので、お知らせします。

1. 概要

同館へ遺言による財産の寄付（遺贈）もしくは相続財産による寄付をお考えの方を、同館より当行にご紹介いただき、当行が寄付をお考えの方のご意向を確認、ご相談のうち遺言書の作成から保管、相続開始後の遺言執行または遺産整理をおこなうことにより、同館へ財産が寄付されるよう対応します。

なお、公益財団法人への遺贈により寄付をした財産や金銭は、相続税の対象とならない特例があります。

2. 公益財団法人 大原美術館について

公益財団法人 大原美術館は、1930（昭和5）年、日本初の私立西洋美術館として倉敷市に誕生しました。エル・グレコの《受胎告知》に代表される西洋近代美術のほか、岸田劉生や藤田嗣治などの日本近代洋画、現代美術、エジプトやオリエントの古代美術など、コレクションはきわめて多岐にわたっています。

3. その他

当行では信託本体業務として、お客さまの資産の現状把握、遺言書の作成から遺言執行に至るまでの過程を総合的にサポートする「遺言信託」、および煩雑な相続手続きをご遺族に代わっておこなう「遺産整理」などを取扱っております。また、信託会社とも提携しており、高齢化社会の進展を背景に高まっている円満な相続および事業承継に関するお客さまのニーズに対し、積極的にお応えしていきたいと考えております。

以 上